

交野市広告入り窓口用封筒寄付募集要領

この要領は、来庁者に対し無償で配布している各種証明書等を収めるための窓口用封筒（広告入り）について寄付を公募し、もって市民の利便及び市財政に寄与するため、必要な事項を定めるものです。

1. 案件名

交野市広告入り窓口用封筒寄付募集

2. 寄付を求める封筒の仕様

別紙仕様書のとおり

3. 募集日程

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 申込受付 | 4月1日（水）～7日（火） |
| (2) 資格確認通知 | 4月2日（木）～8日（水） |
| (3) 質問受付 | 4月2日（木）～8日（水） |
| (4) 質問回答 | 4月9日（木） |
| (5) 寄付者決定 | 4月13日（月）予定 |
| (6) 確認書締結 | 4月14日以降 |

4. 寄付者の申し込み資格

封筒の寄付者は、次の各号の要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (3) 法人税（所得税）、法人事業税（個人事業税）、消費税及び地方消費税を完納していること。加えて、法人等が交野市内に事務所等を有する場合は法人市民税を、個人事業主が交野市内に居住している場合は個人市民税を完納していること。
※（ ）内は個人事業主の場合に読み替える。
- (4) 過去3年間で地方公共団体へ同種の実績がある者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5. 申し込みに必要な書類

- (1) 広告入り窓口用封筒寄付申出書
- (2) 法人登記簿謄本（発行から3か月以内のもの。写し可）
- (3) 納税証明書（4. (3)に関する発行3か月以内のもの。写し可）
- (4) 法人等の概要書（会社案内等の冊子可）
- (5) 封筒の見本

6. 申し込み受付

- ・受付期間 4月1日（月）～8日（水）必着
- ・受付方法 受付期間内に「4. 申し込みに必要な書類」で示した書類を持参又は郵送で市民課に提出。
※申し込みにかかる費用は申込者の負担とし提出書類は返還しない。
- ・提出先 持参・郵送とも下記のとおり
〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 市民課
※市民課は本館1階。開庁時間は平日午前9時～午後5時。

7. 資格確認通知

申し込み受け付け後、4月2日（火）～8日（水）に随時メールで通知。以後、参加を辞退する場合は任意様式にて辞退届を提出してください。

8. 質問受付・回答

- ・質問受付 4月2日（火）～8日（水）
simin@city.katano.osaka.jp 宛に、タイトルを「【質問】交野市広告入り窓口用封筒寄付募集（申込者名）」とし、質問事項を記載したメールを送信
- ・質問回答 4月9日（木）
申込者全員にメールで回答

9. 寄付者決定

4月13日（月）にメールで通知。有資格者が1者の場合はその者を寄付者と決定し、2者以上いる場合は、くじにて寄付者を決定します。

- ・くじ日時 4月14日（火）午後1時30分～
- ・くじ場所 交野市役所 本館2階 第2会議室
- ・参加方法 くじになった旨を通知したメールを印刷して持参してください。

10. 確認書締結

4月14日以降に確認書を締結。